

採用後の給与・勤務時間・休暇等について

(医療社会事業専門員)

1. 給与

給与は、独立行政法人国立病院機構職員給与規程により支給されます。

(以下、参考値として令和6年度実績を表記しています。)

【基本給月額】

医療社会事業専門員 4年制大学新卒 202,500円

医療社会事業専門員 2・3年制短大新卒 189,600円

※MSWとしての経験がある場合、年数に応じて加算されます。

【諸手当】 (条件に応じて下記の手当を加算)

住居手当・・・ (借家は月額最高 27,000円支給)

通勤手当・・・ (交通機関利用の場合 月額最高55,000円まで全額支給)

地域手当(都市手当)・ (相模原病院は基本給月額12%)

業績手当(ボーナス)・ (令和6年度年間支給実績 基本給等の4.2月分、
支給日 6/30・12/10)

その他、扶養手当、時間外勤務手当等、給与規程に基づき支給されます。

【昇給】

毎年1月1日付

2. 勤務時間

(1) 4週単位の変形労働時間制155時間勤務(4週8休制)

基本的には土日祝日休の平日8時30分～17時15分

週38時間45分勤務

(2) 国民の祝日、年末年始の休日有

※勤務した場合は代休又は休日給を支給

3. 休暇

(1) 年次休暇（リフレッシュ休暇を除く）（有給）

1の年度（4月1日から3月31日までの間）に20日間を限度として付与。

（4月1日付採用者は、採用時に20日付与。）

取得しなかった日数は20日を超えない範囲内でその翌年に限り繰り越しが可能。

(2) リフレッシュ休暇（有給）

1の年度において原則として連続する3日間を付与。

取得しなかった日数はその翌年度に限り繰り越し可能。

(3) 病気休暇（有給）

負傷又は疾病の場合に与えられる休暇。

1日、1時間又は1分単位で取得可能。

(4) 特別休暇（有給）

1) 結婚休暇

結婚に伴う行事等のため勤務しない場合に与えられる休暇。

結婚の日の5日前から当該結婚の日後1ヶ月を経過する日までの間で5日間。

2) 介護休暇

職員が要介護者の介護又は通院等の付き添いなど、要介護者の世話をを行うため

勤務しない場合は、年5日間（要介護者が2人以上の場合は、年10日間）

3) その他（忌引、災害被災時等）

(5) 子育て支援制度について

1) 特別休暇（有給）

① 出産休暇

産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間

② 保育時間

子が1歳に達するまで、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合1日2回それぞれ30分以内

③ 配偶者の出産休暇

出産等にかかる入院の日から産後2週間までの間に2日間

④ 男性職員の育児参加のための休暇

配偶者が産前産後期間中で、小学校就学の始期に達するまでの子を男性職員が養育するため勤務しない場合は、配偶者の産前産後期間内において5日間

⑤ 子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育している職員が、その子を看護するため勤務しない場合は、年5日間（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日間）

2) 育児休業等

①育児休業

男女を問わず、子が3歳に達する日まで取得が可能。

共済組合継続加入掛金（保険料）が免除される。

②育児短時間休業

男女を問わず、子が小学校就学の始期に達するまで、週19時間25分～

24時間35分の範囲内で、勤務日、勤務時間を選択することが可能。

③育児時間

男女を問わず、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しない場合は、1日につき2時間以内。

3) 妊産婦の女性職員に対する軽減措置等

①深夜勤務及び時間外勤務の制限

②健康診査及び保健指導のために必要な時間の勤務免除

③業務軽減

④休息・補食のために必要な時間の勤務免除

⑤通勤緩和

4) その他

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員及び配偶者、子、父母の介護を行う職員について、国立病院機構では以下の措置を講じ、職員が働きやすい環境を整備しています。

①早出遅出勤務

1日の勤務時間を変更することなく、始業時間や就業時間を変更して勤務させる制度

②深夜勤務制限

深夜における勤務を制限する制度

③時間外勤務制限

時間外勤務を月24時間以内、かつ年150時間以内に制限する制度

4. 宿舎

単身宿舎、家族宿舎あり

（空室状況は流動的であるため、入寮については別途ご相談ください）

5. 院内保育所

院内保育所完備

（年齢ごとに定員がありますので、入園については別途ご相談ください）

6. 社会保険・年金等

- (1) 国家公務員共済組合法に基づく共済組合に加入
- (2) 厚生年金に加入
- (3) 雇用保険・労災保険に加入

7. 災害補償

工作中的ケガ、通勤中の事故などの災害補償制度あり。

※その他詳細は独立行政法人国立病院機構職員就業規則、独立行政法人国立病院機構職員給与規程、独立行政法人国立病院機構ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック等をご参照下さい。